

# はだの 農業委員会だより

第139号  
令和2年11月発行

編集・発行  
秦野市農業委員会

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号  
TEL 0463-82-9654  
E-mail noui@city.hadano.kanagawa.jp

## ささえあいの力



写真はマリーゴールドです。マリーゴールドはキク科の花で、開花期が5月から11月と長く、初心者でも育てやすいという特徴があります。

コンパニオンプランツとしても有名で、他の植物のそばに植えることで生育が良くなったり、病気や害虫の被害を抑える効果を発揮します。

黄色のマリーゴールドの花言葉は「健康」。こんなご時世ですが、作物と人々の健康を願って、マリーゴールドを育てられてはいかがでしょうか。

### おもな内容

■ 要望書を市長に提出	2
■ 農地中間管理事業ほか	3
■ 農家の声	4

■ 相談コーナーほか	5
■ カメラスケッチほか	6

# 「令和3年度秦野市農林業施策並びに予算に関する要望書」を市長に提出



要望書を手渡す宮村会長

8月6日、秦野市農業委員会は、「令和3年度秦野市農林業施策並びに予算に関する要望書」を、秦野市長に提出しました。この要望は、農業者の意見や考えを市政に反映できるように、農業委員等を通じて農家の皆様から寄せられた意見・要望を取りまとめたものです。

## 要望の内容

### 一 農地の保全・有効利用 対策について

農業を取り巻く様々な問題から、荒廃・遊休農地は増加する傾向にあるが、将来に向かって優良農地として確保・保全し有効利用が図られるよう、新たに2件を追加し計10件の施策を要望。

◆市街化区域内の農地について、市民農園として近隣住民が利用しやすい制度を構築すること。(新規)

◆「秦野市農地災害復旧工事補助金交付要領」について、農地の現状や被害状況に則した交付対象となるよう見直しを図ること。(新規)など。

### 二 担い手・経営対策について

農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているが、農業者以外の方が農業に高い関心を示すなど、農業をめぐる環境は変化しつつあるため、状況の変化に柔軟に対応し、担い手確保対策と農業経営の安定のため、2件の施策を要望。

◆認定農業者に対する支援の拡充や、認定取得希望者に対する助言・指導を行うこと。

### 三 地域の活性化対策について

地域の特性を生かした農業振興と、生産者を身近に感じられる地産地消の推進など、秦野らしい農業を実現するため、新たに1件を追加し、計9件の施策を要望。

◆本市の特産である落花生の特産振興と地産地消の推進のため、現行の助成制度の拡充を図ること。

◆子ども食堂の設置などによる流通に乗らない農産物の提供体制を構築し、食品ロスの削減や若年世代の食育の推進を図ること。(新規)など。

### 四 有害鳥獣対策について

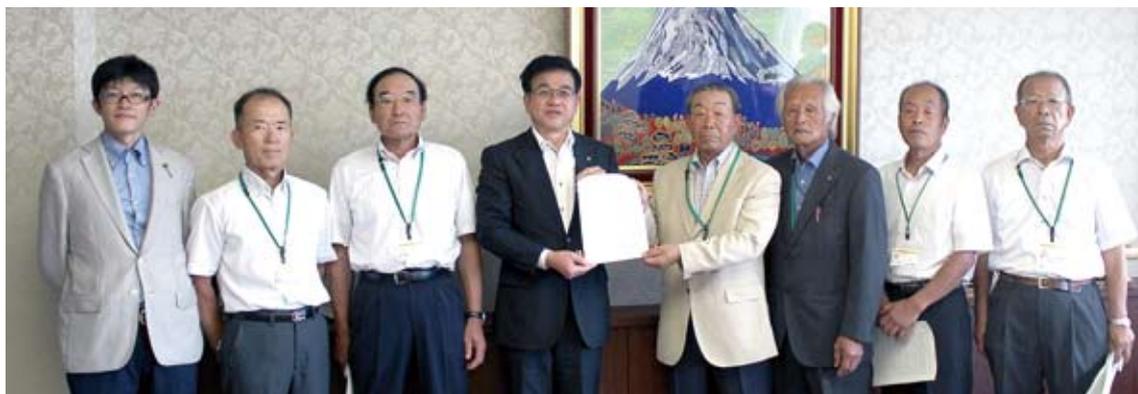
農作物への被害、それに伴う農業者の営農意欲の低下及び荒廃・遊休農地の発生要因となっている有害鳥獣について、その撲滅に向けた更なる対策を講じるよう、新たに1件を追加し計9件の施策を要望。

◆捕獲檻等での捕獲研修だけでなく、捕獲した鳥獣の処理等の研修も実施すること。

◆捕獲した鳥獣の焼却施設及び減容化施設を市内に整備すること。

また、野生鳥獣の加工処理施設を建設し、ジビエを活用した有害鳥獣対策を構築すること。(継続、一部追加)

◆鳥獣捕獲専従員を配置すること。(新規)など。



右から大津委員、増田委員、山口会長職務代理者、宮村会長、高橋市長、山口委員、石井委員、原委員

# 農地中間管理事業

## ★農地中間管理事業とは？

農業振興地域内の農地を対象に、農業をやめる方や農業の規模を縮小する方（出し手農家）から、農地中間管理機構（公益社団法人神奈川県農業公社）が農地を借り受け、規模拡大や新規参入を図る方に貸し付けることにより、農地の集積・集約化を進める事業です。農地の借受・貸付希望は、随時受け付けています。

## ★出し手には、様々なメリットがあります！

### ●経営転換協力金

経営廃止や経営転換などに伴い、所有する全農地（10アール未満の自作地は残せません。）を農地中間管理機構に貸した場合に支払われます。

●貸付で固定資産税が半額になる

所有する全農地（10アール未満の自作地は残せません。）を農地中間管理機構に次のとおり貸し付けたときは所定の期間、固定資産税が半額になります。

- ・10年以上15年未満の期間で貸し付けたときは、3年間

- ・15年以上の期間で貸し付けたときは、5年間



お問い合わせ

農業振興課

☎82-9626

遊休農地をなくそう!

## 利用意向調査にご協力ください

農業委員会で、農地の利用状況調査を8月から9月にかけて実施しました。この調査で新たに見つかった遊休農地と思われる農地の所有者に対し利用意向調査を実施する予定です。

この調査では、所有者に対して今後の農地利用の意向を確認します。①農地中間管理機構（公社）を利用する、②自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う（利用権を設定し担い手等への貸付を行うなど）③自ら耕作・管理する（している）等の項目を用意しますので該当する項目を選んで回答してください。

なお、調査時に休耕だったり次の作付の準備前だったりする場合に遊休農地と見えてしまい、利用意向調査票を送付することがありますので予めご了承ください。

遊休農地が発生すると、その農地だけではなく周辺の農地の悪化につながります。雑草の繁茂、種子の飛散、病害虫の発生、有害鳥獣のすみかなどがあげられます。また、タバコ・放火による火災の発生、不法投棄、悪臭の発生など近隣住民に対する生活環境衛生上においても問題が出る恐れもありますので、農地は遊休化させず、適正に管理するようにお願いします。

それが難しい場合は、担い手等への貸し付けを考えてみてください。上記の農地中間管理事業のほか、農業委員会の農地銀行制度などがありますので、ご相談ください。

## 市街化調整区域内の農地転用には許可が必要です。

農地に建物を建てたり、駐車場や資材置場にするような、農地を農地以外に利用することを農地転用（農転）といいます。市街化調整区域内の農地転用には農地法の許可が必要です。短期間だけの農地転用（一時転用）をするときや、農地造成をする時も許可が必要です。

農地を無断で転用すると農地法違反となり、転用の効力がないばかりか農地に復元しなければなりません。復元には、多大な費用と時間がかかります。この責任は、転用した者だけでなく所有者にもあります。また、工事の中止や原状回復等の命令がなされ、従わない場合罰則の適用もありますので、注意して下さい。



# 農家の声



## 花と人々

小島 有実(上大槻)



得なければと一生懸命働いてきました。そんな年月もあつという間に過ぎた気がします。

現在、施設栽培ではデルフイニウムを中心に、ダリアやランキユラス等6品目。露地では6月からひまわり、9月からはコスモスを栽培しています。また、SNS等を使って栽培状況等の情報を発信しています。それらを通して市場や仲卸・生花店と直接繋がりを持つことで、学びの場が広がりモチベーションも上がります。

実家は非農家ながら学生時代は畜産を学んでいましたが、縁あって花生産者と結婚しました。

後継者とはいえ、両親とは別経営で就農した夫。まだ神奈川県では栽培されていない花を始めたので情報も少なく、30年前は最近のようにネットで何でも調べられる環境もありません。一意奮闘する夫を見て、私自身も技術・知識を

そんな中、花いっぱいプロジェクトや冠婚葬祭が激減し、花業界も厳しい状況にあります。危機感から野菜へ転向したり、離農を決意せざるを得ない生産者も少なからずいると聞きます。

父親死後、20年間の農業継続を決意し相続税の納税猶予を受けました。



## 私の農業

村上 俊(倉浦)

活動も広がっています。応援して下さい。方々に応えるためにも初心にかえり、日々勉強しながら、高品質の花を育てていきたいと思えます。嬉しい時も哀しみの時も、花は古来から人々の生活と密に関わっています。たった一輪でも、心を癒してくれる存在です。

是非皆さんも生活の中に花を置く場所を作ってみて下さい。

「じばさんず」に出荷することを念頭に葉物野菜に挑戦当初、知識や技術がないまま取り組んだ結果、病害虫にあったものばかりで脆くも出荷できる野菜はできず栽培の難しさを痛感しました。その後、専業農家の方や出荷者から知識・技術を得ると同時に雑誌、インターネット等を参考にしながら試行錯誤を繰り返し取り組んでいます。現在では毎朝の出荷が情報交換の場であり視察研修等への参加も含めより良い仲間もでき、毎日が楽しいです。

「良い物は売れる」ことも



相談コーナー

**Q** 知人から所有している農地を貸してほしいと相談がありました。

私は貸してしまってもいいと思うのですが、なにか必要な手続きなどありますか？

**A** 農地を貸借するには農業委員会に貸借の申請をする必要があります。借り手が決まっている場合、主に農業経営基盤強化促進法による貸借と農地法3条の許可による貸借の2通りの方法があります。

農業経営基盤強化促進法による貸借は一般的に「利用権設定」と呼ばれるもので、昨今の農地貸借はほとんどが利用権によるものです（平成30年度は利用権設定185件に対して農地法3条による貸借0件）。  
利用権設定のメリットは、①契約期間が満了すると自動的に貸借関係が終了し農地が返還されるため、貸し手が安心して農地を貸すことができ（3条許可による貸借では契約期間満了時に双方合意による解約が必要）。  
②利用権設定の申出書「農用地利用集積計画作成申出書」を提出するのみで、手続きが簡素。  
等が挙げられます。

**Q** 利用権設定による貸借は誰でもできるものですか？

**A** 利用権による貸借を行う場合、耕作するすべての農地を効率的に利用でき「全部効率利用要件」と農作業に常時（150日以上）従事している「農作業常時従事要件」を満たす必要があります。

詳細は農業委員会事務局までお問合せ下さい。

農業委員会事務局

☎82-9654

全国農業新聞

全国農業新聞は、最新の農業情勢の提供と解説、先進農家の経営紹介、農業入門など読んで役立つ情報が満載です。

- 毎週金曜日発行
- 購読料700円
- お申し込みは、農業委員、推進委員、または事務局まで。

農業委員会事務局

☎82-9654

農業委員会活動報告

（令和2年7月～令和2年10月）

総会

7月27日、8月25日、9月25日、10月26日  
（主な審議案件と件数・面積は下表のとおり）

運営委員会

7月13日、8月6日、9月18日、10月13日

総会の主な審議案件と件数

審議案件	件数	面積 (㎡)
耕作目的の売買・賃貸 (3条許可)	8	13,533
市街化調整区域内の転用 (4、5条許可)	8	7,337
市街化区域内の転用 (4、5条届出)	70	31,388
利用権の設定	21	30,831
相続税納税猶予	5	18,447

支援センター通信

荒廃農地解消 事業啓発活動

今年度も、荒廃農地解消市民ボランティアの会では、除草、耕耘等を行い東田原地内の遊休農地、約2300㎡を解消しました。

例年、サツマイモ、ダイズの定植等を行っており、ボランティアは随時募集しております。ご希望の方は支援センターまでご連絡ください。

はだの都市農業

支援センター

☎81-7800



荒廃農地解消活動の様子



## カメラスケッチ



講師による講習の様子



農作業の実習の様子

# はだの市民農業塾!!

はだの市民農業塾は、秦野市長を塾長、秦野市農業協同組合代表理事組合長及び秦野市農業委員会会長を副塾長とした、新たな農業の担い手づくりを目的とした制度で、基礎セミナーコース、農産加工セミナーコース、新規就農コースの3つのコースがあります。

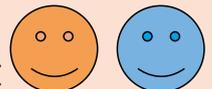
新たに農業の開始を目指す営農希望者・農業後継者が受講する新規就農コースでは、就農に必要な知識・技術の習得を目的として、日々座学・実習等様々な研修を受けています。10月28日には、講師を招き農地法や販路についての講習を受けました。

## 農 業 者 年 金

### に加入しませんか？

農業者年金は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保を目的とする公的年金制度で、次の全ての条件を満たせばどなたでも加入できます。

- ・年間農業従事日数が60日以上
- ・60歳未満の方
- ・国民年金1号被保険者であること



◎確定拠出型の年金で、次の長所があります。

- ・年金額が加入者数・受給者数に影響されない。
- ・保険料は全額控除対象。
- ・保険料の国庫補助（一定の要件が必要）。

### ★お問合わせ

農業委員会事務局

☎82-9654

はだの都市農業支援センター

☎81-7800

編 集 後 記

未曾有の被害をもたらす大震災や豪雨に見舞われる今日の日本です。そしてその都度、災害ボランティアとして働く若者を含めた多くの方々の姿がメディアで紹介されます。

そんな中、日本の農業の未来を考えると、そんな若者たちに農業にも目を向けてもらい、就農し、そのパワーを発揮していただきたいと願わずにはいられません。



(農業委員 増田 昌巳)